

令和6年(ワ)第6807号 投稿記事削除等請求事件

原告 部落解放同盟大阪府連合会 外1名

被告 宮部龍彦

移 送 申 立 書

令和6年9月26日

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

被告 宮部龍彦

第1 申立ての趣旨

頭書事件について、横浜地方裁判所相模原支部に移送する。

との裁判を求める。

第2 申立ての理由

- 1 訴えは、突然訴えられることで生じる被告の応訴の負担を考慮して、原則被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する(民事訴訟法4条1項)。そして被告の普通裁判籍は住所地にある(同条2項)ところ、被告の現在の住所は、神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1番23である。
- 2 さらに、不法行為に関する訴えは不法行為があった地を管轄する裁判所に提起するのが原則である(民事訴訟法5条9号)。そして、原告が言うところの人格権侵害等にあたるという情報を配信しているサーバーは、現在被告の住所に設置されている。
- 3 以上のことから、横浜地方裁判所相模原支部に訴えを提起するのが原則である。
- 4 また、原告には訴訟代理人である弁護士がいるのに対し、被告はいわゆる本人訴訟を行うため、訴訟を行う上で力量は原告側がはるかに上である。  
さらに、原告は神奈川県から大阪府まで自らの出捐で交通費と移動の時間を

負担する上、仕事も休む必要があり、応訴の煩雑さと労力が求められる。その負担は、本件訴訟物の価額や重要性に比して過度なものである。

この点、民事訴訟法 17 条にいう訴訟の著しい遅滞を避け又は当事者間の衡平を図る必要がある。

- 5 そして、原告は、訴訟に精通した訴訟代理人を有していることから、原告自ら仕事等を休んで出頭する必要はなく、横浜地方裁判所相模原支部における訴訟追行に支障があるとは、到底認められない。

原告の訴訟代理人の中井雅人は、甲第 2 号証の 1 の 1 頁から分かる通り、当事者双方が関係する東京地方裁判所および東京高等裁判所で行われた裁判で代理人を務めており、東京での口頭弁論に出頭していた。また、東京に事務所を置く弁護士と共同で代理人を務めている。これらの事実や、原告らの財力や組織力を見れば、被告が御庁に出頭するよりも、原告代理人弁護士あるいは原告らと関連する弁護士が横浜地方裁判所相模原支部に出頭する方が、はるかに負担が少ない。

また、報道されている通り、原告らと関連する訴訟が新潟地方裁判所、さいたま地方裁判所でも提起されており、それらをできる限り 1 箇所の裁判所に移送すれば、判断が分かれずに済む。

- 6 また、その訴訟代理人の出頭についても事件の審理に際して、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（民事訴訟法 87 条の 2）によって、口頭弁論期日における手続を行うこともできる。

仮に、当事者尋問又は証人尋問が必要となる場合であっても、映像等の送受信による通話の方法による尋問（同法 204 条）等を行うことが可能であるから、

事件を横浜地方裁判所相模原支部で審理する場合の原告の負担が大きなものとは認められない。

- 7 また、御庁に被告が出頭する場合、原告の関係者が多数傍聴に訪れることが予想され、そのこと自体が均衡を欠くし、御庁が警備等のために過大な負担をすることになる。

民事訴訟は紛争を最小限の労力で速やかに解決することが目的であって、傍聴人を集めて示威行為をすることが目的ではないのだから、事件を横浜地方裁判所相模原支部で審理することが、訴訟経済上最も合理的である。

- 8 よって裁判の当事者間の衡平を図るために、被告は、民事訴訟法 17 条に基づき、原告の被告に対する訴えを横浜地方裁判所相模原支部へ移送することを求める。

以上